

“おわせ元気ゆび(UBI)基金” 募集要項

2022年12月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的： この基金は、様々な要因から先行きが非常に不透明で難しい時代に少子高齢化・人口減少の進んだ地域社会で、子どもたちによりよい・安心できる場と時間を提供し、地域のつながりの再生を目指して活動する市民団体を支援することを目的とするものです。

助成対象： 東紀州地域において実施される事業で、以下に掲げる活動を行う非営利の団体・グループ。(法人格の有無は不問) 助成事業の目的や計画を重視し審査しますので設立間もない団体も応募可能です。

(尾鷲市および隣接の紀北町・熊野市・御浜町・紀宝町の二市三町で実施される事業を対象といたします)

- ① 現代社会を生きる子供たちの多様な学びを支援する活動
- ② 子供たちの安全・安心を守るための活動
- ③ 経済的理由や病気・障がい等の困難を抱える子供たちを支援する活動
- ④ その他上掲の目的を達成するために必要な活動

助成件数： 5団体前後

助成額： 1団体当たり5万円～10万円以内

【助成可能な項目事例】

- ①恒常的に発生する費用の補填として(消耗品費など)
- ②備品の購入費用(不足品や買い替え等)
- ③団体の通常支援活動の実施に伴う費用
- ④助成金によって追加実施が可能になる事業への支出
- ⑤助成事業への謝礼(講演や指導依頼する際の謝礼金など)

助成対象事業期間：

原則として2023年4月1日～2024年3月31日までにを行う事業

募集期限： 2023年3月25日(当日消印有効)

選考方法： 原則として書類審査で決定します。

4月下旬に当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で決定します。

応募手続き：

- ・応募用紙は、当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。
- ・必要事項を記入後、応募用紙と添付書類（見積書、団体・グループの規約、前年度の事業報告・決算書、本年度の事業計画・予算書、その他参考資料）を郵送してください。

（結果通知）

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

（助成金の交付）

助成対象事業に決定した後、採否結果を通知し、採用団体には指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

（助成対象者の義務）

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

- （1）受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- （2）助成対象事業の内容を変更するときは、その旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- （3）助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届を当財団に遅滞なく届け出てください。
- （4）助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に次の書式をご提出してください。

- ・実績報告書（結果通知の際に同封される所定の用紙）
- ・活動報告書（書式は任意）
- ・収支報告書（書式は任意）

※収支報告書には請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。

- （5）助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還していただきます。

- (1) 助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (5) 助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき

この助成に対するお問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会

“おわせ元気ゆび(UBI)基金”事務局 (担当 高野)

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

TEL03-5425-4201 FAX03-5405-1814

Mail : info@kosuikyo.com URL:www.kosuikyo.com